

## よくある質問

### Q. 子どももマイナンバーカードを持っていますが、マイナポイントをもらえますか？

A. 15歳未満の未成年者については、法定代理人(父・母などの親権者等)がマイナポイントの予約・申込手続きを行うことができます。また、未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスで申し込むことができます。  
※ただし、法定代理人名義の異なるキャッシュレス決済で申し込む必要があります。

### Q. ポイントが付与されたかどうかは、どうやって分かりますか？

A. 申し込んだ決済サービスのアプリやホームページの会員ページなどをご確認いただくことができます。  
※マイナポイントアプリまたはマイナポイント予約・申込サイトでは確認ができません。

### Q. どの決済サービスで申し込めますか？

A. 対象となる決済サービスは、マイナポイント事業ホームページでご確認ください。なお、マイナポイントは、利用規約上、ご本人がご本人名義のキャッシュレス決済で申し込む必要があります。

## マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、事前に「初回登録」が必要です。

### ■登録方法(①から⑤のいずれか)

- ①パソコンからの申し込み
  - ・政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」において、マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みをしてください。
- ②スマートフォンからの申し込み
  - ・「マイナポイントアプリ」にて、マイナポイント申し込み後、マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込み(一括登録)をしてください。
- ③町企画財政課および町福祉保健課医療保険班に設置の専用パソコンからの申し込み
- ④医療機関や薬局などの窓口を設置されている顔認証付きカードリーダーからの申し込み
- ⑤セブン銀行のATMからの申し込み

### ■健康保険証としての使い方

- ①マイナンバーカードを医療機関のカードリーダーに置く。
- ②オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、医療保険の資格をオンラインで確認します。



### ■健康保険証として利用することのメリット

- ・顔認証で自動化され、受付がスムーズになります。
- ・正確なデータに基づく診療や薬の処方が受けられます。
- ・窓口で限度額を超える一時的な支払いが不要になります。
- ・特定健診や薬の情報をマイナポータルで閲覧できます。
- ・マイナポータルからe-TAXに連携することができ、確定申告が簡単になります。
- ・健康保険証としてずっと使えます(医療保険者が変わる場合は、加入の届出が必要)。

## よくある質問

### Q. マイナンバーを見られるのが不安です

A. 医療機関や薬局の窓口の職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。もし、マイナンバーを見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って、手続きすることはできない仕組みになっています。

### Q. マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫ですか？

A. 健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルにて24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。

### Q. どこで利用できますか？

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関・薬局は、右のステッカーやポスターが目印です。厚生労働省のホームページでも利用できる医療機関・薬局をご案内しています。



■ステッカー



■ポスター

## 各種問い合わせ

マイナンバーカード・マイナポイント事業全般に関する事	町総務課 総務班	☎0187(84)1111
マイナンバーカードの申請手続きに関する事	町住民生活課 戸籍年金班	☎0187(84)4903
マイナポイントの申請手続きに関する事	町企画財政課 情報統計班	☎0187(84)4901
マイナンバーカードの健康保険証利用手続きに関する事	町企画財政課 情報統計班	☎0187(84)4901
	町福祉保健課 医療保険班	☎0187(84)4907

## 医療機関・薬局の皆さんへ

令和3年10月20日からマイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認等システム」の本格運用が開始されています。マイナポイント事業第2弾が実施されることで、今後マイナンバーカードを健康保険証として利用したい方が増えることが予想されます。医療機関・薬局の皆さんは、オンライン資格確認等システムの導入にご協力くださいますようお願いいたします。

### メリット

- ・期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や、患者の資格情報を入力する手間が軽減され、事務コストが減少します。
- ・患者の方の同意を得て、過去の薬剤情報や特定健診結果を閲覧することで、より良い医療を提供することができます。

問●厚生労働省保険局 医療介護連携政策課 ☎03(3595)2174

### ■手続きについて

顔認証付きカードリーダーの申し込み後、システム業者への見積もりなどの依頼や各種申請手続きが必要になります。詳しくは厚生労働省のホームページ「準備作業の手引き」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000805171.pdf>)をご確認いただき、手順に沿って導入準備を進めていただくようお願いいたします。

## マイナンバーカードで新型コロナワクチンの接種証明書(電子版)が取得できるようになりました



新型コロナワクチン接種証明書(電子版)は、スマートフォンで専用アプリから申請・取得し、表示することが可能となりました(マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります)。

新型コロナワクチン接種証明書  
アプリのダウンロードはこちらから  
【左】App Store (ios)  
【右】Google Play (Android)



### ■接種証明書(電子版)活用のポイント

- ①目視確認について  
・紙の証明書と同様の内容がスマホ画面で確認できます。
- ②二次元コード読み取りについて  
・スマートフォンなどで二次元コードを読み取ることで内容が確認できます。  
・二次元コードに含まれる電子署名により、偽造を防止できます。



【新型コロナワクチン接種証明書全般に関する問い合わせ】  
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター(フリーダイヤル) ☎0120-761770

## 子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)接種のお知らせ

### ■子宮頸がんとは

子宮頸がんは、子宮頸部(出口に近い部分)にできるがんで、ほとんどがヒトパピローマウイルス(以下、HPV)というウイルスの感染で起こります。日本では毎年約11,000人の女性がかかる病気で、そのうち約2,800人の方が亡くなっています。

### ■ワクチンの効果について

子宮頸がんの原因であるHPVの50パーセントから70パーセントを防ぐことができるといわれています。

### ■これから接種される方へ

#### ①定期接種の対象の方

対象者 ●平成18年4月2日から平成22年4月1日生まれ的女性  
期間 ●16歳になる年度の末日まで

#### ②接種の期間を逃してしまった方

対象者 ●平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれ的女性  
期間 ●令和4年4月から令和7年3月までの3年間

※接種対象の方へ4月以降に個別で通知をお送りします。

### ■ワクチンの接種について

現在、日本で公費(無料)にて接種できるワクチンは2価ワクチン(サーバリックス®)、4価ワクチン(ガーダシル®)の2種類で、間隔を空けて、同じワクチンを3回接種します。

#### ■一般的な接種スケジュール

##### ・2価ワクチン(サーバリックス®)

1回目 1カ月空ける 2回目 1回目から5カ月以上 2回目から2カ月半以上空ける 3回目

##### ・4価ワクチン(ガーダシル®)

1回目 2カ月空ける 2回目 2回目から3カ月以上空ける 3回目

### ■子宮頸がん検診も受診しましょう

ワクチンで予防するだけでなく、検診で早期に発見することも大切です。20歳を過ぎたら、定期的に子宮頸がん検診を受診しましょう。

問●町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900